

監査の概要

送付日	平成30年3月16日	整理番号	2906-2907
1 監査種別	工事監査（平成29年度）		
2 監査実施日	平成30年1月12日		
3 監査結果報告日	平成30年3月16日		
4 監査対象部局	都市政策部公共施設マネジメント室 こども未来部こども家庭室こども・若者政策課		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 施工計画書について

A 改善要望事項

施工計画書はその内容が重要であるが、書類として形を整備するため、目次とページを付けることを推奨する。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

施工計画書は、監理技術者又は主任技術者が着手前に当該工事で実際に施工することを具体的な文書にし、そのとおりに施工すると明示したものであり、記載内容は、仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質計画、養生計画等です。また、これらを通して施工時期、材料、工法等を監督職員と受注者等とがお互い確認し、施工されることで、品質を確保する重要な役割を果たすものです。

このことから、施工計画書の作成にあたっては、目次とページをつけて、当該書類を見やすく整理することは、監督職員と受注者の理解を深め、お互いの思い違いを無くすのに有効な手段のひとつであると考えます。

今回の監査に伴う改善要望を受けて、その後の受注者による施工計画書の作成、書類提出については、より見やすく、理解しやすくするための目次とページによる整理やインデックスによる整理など受注者による創意工夫を求め、より適正な施工と品質管理に努めるように指導していくこととしました。

2 設計図書及び工事監査調書等における延べ床面積の誤りについて

A 改善要望事項

監査実施日以後に、工事監査に係る工事担当部署からの提出資料（工事監査調書等）について、当初に提出された調書等の延べ床面積 1,629.22 m²は誤りであり、正しい延べ床面積は 1,634.82 m²であることを、建築基準法に基づく確認申請書類により確認した。これは、設計業者が建築確認申請を行った際、面積が異なるという指摘を受けて確認申請の訂正を行ったが、その後に設計図書の訂正を失念したことによるものである。面積の訂正について、工事担当部署である公共施設マネジメント室は把握していたが、設計図書には誤った延べ床面積が記載されたままとなっていた。

今回の設計図書の誤りについては、結果として当該整備工事には影響しなかったが、影響を及ぼす可能性を内包している。関係図書等の整備については細心の注意を払う必要があり、延べ床面積の誤りが訂正されていなかったことは、全体の日程に十分な余裕がなく、チェックが不足していた点が一因として考えられる。工事・事業・契約担当など複数の部署が関わり、連携や調整が必要な工事において、全体を通したスケジュールの調整や書類の整備は重要であり、今後実施する工事にあたっては、設計を含めた全体の工程管理に一層留意されるよう要望する。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

今回の設計図書の延べ床面積の誤りは、一定の設計完了から工事着手までの期間をできる限り短くするために、工事の発注期間と計画通知の審査期間を重複させたことによるもので、計画通知での面積の指摘事項が、設計図書に反映できなくなったため生じた問題でした。

このことを踏まえ、今後の改善措置としては、十分な余裕をもった設計期間や工事期間の設定に留意し、計画通知の審査期間や工事発注・入札期間を含めた事業全体の工程管理調整を行うこととしました。

これを受けて、平成 30 年度発注・着工予定の川西市消防本部・南消防署移転整備工事においては、設計期間を見直し、計画通知審査完了後に入札公告を行い、その審査内容を反映させた設計図書の整備ができるように改善を行ったところです。

さらに、設計図書等の書類整備には、設計者において、より慎重に作成するよう、また提出時には入念なチェックをするよう一層の指導を行うとともに、市担当者においても、提出書類において間違いがないよう細心の注意を払いながら、再確認、見直しを行うよう改めて周知を図っています。